

「 国 税 通 則 法 基 本 通 達 」 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第3章 国税の納付及び徴収</p> <p style="text-align: center;">第1節 国税の納付</p> <p style="text-align: center;">第34条関係 納付の手続</p> <p><u>5</u> この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの</p> <p><u>6</u> 送金した日</p>	<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第3章 国税の納付及び徴収</p> <p style="text-align: center;">第1節 国税の納付</p> <p style="text-align: center;">第34条関係 納付の手続</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「 国 税 通 則 法 基 本 通 達 」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第34条関係 納付の手続</p> <p><u>(この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの)</u></p> <p>5 <u>この条第4項の「この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの」には、出張や旅行により法の施行地外の地域（以下この項において「国外」という。）において宿泊施設に滞在する者など、国外に住所又は居所に類する場所を有する者を含むものとする。</u></p> <p><u>(送金した日)</u></p> <p>6 <u>この条第4項の「送金した日」とは、国外納付者（同項に規定する国外納付者をいう。）から送金の指示を受けた金融機関の国外営業所等（同項に規定する国外営業所等をいう。）が送金を実行した日をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">第34条関係 納付の手続</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>